

道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する

窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示

〔平成14年4月5日〕
〔国土交通省告示第310号〕

改正 平成15年9月26日国土交通省告示第1319号
平成16年11月26日国土交通省告示第1464号
平成18年11月1日国土交通省告示第1270号
平成23年4月26日国土交通省告示第425号
平成23年9月27日国土交通省告示第971号
平成28年4月1日国土交通省告示第619号
令和4年12月28日国土交通省告示第1306号

(窒素酸化物等排出自動車)

第1条 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）

第31条の2に規定する自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車であって告示で定めるものとは、同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるものを除いたもの（以下「窒素酸化物等排出自動車」という。）をいう。

- 一 車両総重量2.5トンを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（以下「乗用自動車」という。）を除く。）であって、初めて運行の用に供しようとするときに道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第75条第4項の検査（法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。）にあっては道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第63条の検査、国土交通大臣が指定する自動車にあっては新規検査又は予備検査）を受けない自動車
- 二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗用自動車
- 三 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量1.7トン以下の普通自動車及び小型自動車（乗用自動車を除く。以下この条において同じ。）であって、平成元年11月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車にあっては、平成3年4月1日以降に製作されたもの）及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和62年運輸省

令第3号)第1条の規定による改正後の保安基準第31条第2項の規定の適用を受ける自動車のうち、同項の基準に適合するもの

四 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量1.7トンを超え2.5トン以下の普通自動車及び小型自動車であって、平成7年11月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車にあっては、平成8年4月1日以降に製作されたもの）及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成5年運輸省令第31号）の規定による改正後の保安基準第31条第2項の規定の適用を受ける自動車のうち、同項の基準に適合するもの

五 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量2.5トンを超える普通自動車及び小型自動車であって、平成8年11月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車にあっては、平成9年4月1日以降に製作されたもの）及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成5年運輸省令第31号）の規定による改正後の保安基準第31条第4項の規定の適用を受ける自動車のうち、同項の基準に適合するもの

六 軽油を燃料とする自動車のうち乗用自動車並びに車両総重量3.5トン以下の普通自動車及び小型自動車であって、平成19年9月1日以降に製作されたもの及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第7号若しくは第8号又は第119条第1項第4号の規定の適用を受ける自動車のうち、当該各号の基準に適合するもの

七 軽油を燃料とする車両総重量3.5トンを超え12トン以下の普通自動車及び小型自動車であって、平成11年9月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車にあっては、平成12年4月1日以降に製作されたもの）及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第4号）第2条の規定による改正後の保安基準第31条第6項の規定の適用を受ける自動車のうち、同項の基準に適合するもの

八 軽油を燃料とする車両総重量12トンを超える普通自動車及び小型自動車であって、平成12年9月1日以降に製作されたもの（輸入された自動車にあっては、平成13年4月1日以降に製作されたもの）及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成9年運輸省令第22号）第2条の規定による改正後の保安基準第31条第6項の規定の適用を受ける自動車のうち、同項の基準に適合するもの

（窒素酸化物特定自動車の基準）

第2条 窒素酸化物等排出自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第73号）による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第10条に規定する特定自動車（以下「窒素酸化物特定自動車」という。）（次項に掲げるものを除く。）は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表第1の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、それに対応する窒素

酸化物排出基準の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

- 一 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（本条の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、本条の規定に適合するかどうかを検査する必要がある部分を整備した場合に限る。）（以下「新規検査等」という。）であって、別表第2の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記録された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの
 - 二 臨時検査であって窒素酸化物特定期日以降に受けるもの
- 2 初度登録日が平成5年11月30日（車両総重量が3.5トンを超え5トン以下の自動車（以下「特例自動車」という。）にあっては平成8年3月31日）以前の窒素酸化物特定自動車であって、窒素酸化物特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（窒素酸化物特定期日以降の日が有効期間の満了日として記録された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、窒素酸化物特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表第1の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。
 - 3 前2項の規定の適用にあたって、一の自動車について算出方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。

（第2条の規定に適合しない窒素酸化物特定自動車の取扱）

第3条 窒素酸化物特定自動車であって、第2条に規定する基準に適合しないものについては、次条及び第5条の規定は適用しない。

（窒素酸化物等排出自動車の基準）

第4条 窒素酸化物等排出自動車（次項及び第3項に掲げるものを除く。）は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表第3の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

- 一 新規検査等であって、別表第4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下、「特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記録された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの
 - 二 臨時検査であって特定期日以降に受けるもの
- 2 初度登録日が平成14年9月30日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日にお

いて有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記録された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査等の際、別表第3の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

- 3 窒素酸化物等排出自動車であって、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月1日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定自動車にあつては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあつては規則第63条の検査を含む。）、継続検査又は構造等変更検査の際、別表第3の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

- 4 第2条第3項の規定は、前3項の規定の適用について準用する。

第5条 前条の規定は、粒子状物質排出基準について準用する。この場合において、前条中「別表第3」とあるのは「別表第5」と、「窒素酸化物の排出量」とあるのは「粒子状物質の排出量」と、「窒素酸化物排出基準」とあるのは「粒子状物質排出基準」と読み替えるものとする。

（原動機等の変更を行った場合の特例）

第6条 第2条、第4条及び第5条に規定する基準に適合しない窒素酸化物特定自動車又は窒素酸化物等排出自動車であつて、当該基準に適合させるため原動機等の変更を行ったものに対する第2条、第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に掲げる検査であつて初めて受けるもの」とあるのは「次の各号に掲げる検査であつて初めて受けるもの又は原動機等の変更を行った後に受ける法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係る新規検査若しくは予備検査、継続検査、臨時検査又は構造等変更検査」とする。

（窒素酸化物等減少装置の機能の維持）

第7条 この告示に規定する基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この告示は、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成14年国土交通省令第22号）の施行の日（平成14年10月1日）から施行する。

(猶予期間の確定)

第2条 この告示中、第2条の規定の適用にあたって窒素酸化物特定自動車に適用される窒素酸化物特定期日は、平成5年12月1日（特例自動車にあつては平成8年4月1日）における窒素酸化物特定自動車の種別に応じて適用される窒素酸化物特定期日とする。

2 第4条及び第5条の規定の適用にあたって窒素酸化物等排出自動車（本則第2条に規定する基準に適合しないものを除く。）に適用される特定期日は、この告示の施行の日における窒素酸化物等排出自動車の種別に応じて適用される特定期日とする。

(東日本大震災に伴う窒素酸化物等排出自動車の基準の特例)

第3条 窒素酸化物排出自動車（第4条第2項及び第3項に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）は、道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第425号）の施行の日から平成23年9月30日までの間に初めて受ける検査であつて、次の各号に掲げるものを受けるときは、第4条及び第5条の規定は適用しない。

- 一 継続検査であつて、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証（平成23年3月11日から平成23年9月30日までのいずれかの日が有効期間の満了日として記入されたものに限る。）の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの
- 二 臨時検査であつて、特定期日以降に受けるもの

2 前項の検査を受けた窒素酸化物等排出自動車の特定期日については、別表第4の規定にかかわらず、平成23年10月1日とする。

第4条 窒素酸化物等排出自動車（第4条第2項及び第3項に掲げるものを除く。）のうち消防自動車（別表第4第8号及び第9号に掲げるものに限る。）は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間に初めて受ける検査であつて、次の各号に掲げるものを受けるときは、第4条及び第5条の規定は適用しない。

- 一 継続検査であつて、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証（平成23年10月1日から平成24年3月31日までのいずれかの日が有効期間の満了日として記入されたものに限る。）の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの
- 二 臨時検査であつて、特定期日以降に受けるもの

2 前項の検査を受けた消防自動車の特定期日については、別表第4の規定にかかわらず、平成24年4月1日とする。

附 則 〔平成15年9月26日国土交通省告示第1319号〕

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 〔平成16年11月26日国土交通省告示第1464号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成23年4月26日国土交通省告示第425号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成23年9月27日国土交通省告示第971号〕

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年4月1日国土交通省告示第619号〕

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔令和4年12月28日国土交通省告示第1306号〕

この告示は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第四条の改正規定（検査対象軽自動車の検査等に係るOCRに用いる申請書、届出書及び請求書の記載方法並びに輸出予定届出証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示軽第1号様式の項に係るものを除く。）は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

窒素酸化物特定自動車の種別		算出方法	窒素酸化物排出基準
車両総重量が1.7トン以下の自動車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10モード算出法	1km走行当たり0.48g
		10・15モード算出法	
	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル6モード算出法	100万分の100
		10モード算出法 10・15モード算出法	1km走行当たり0.48g
車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の自動車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10モード算出法	1km走行当たり0.98g
		10・15モード算出法	
	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル6モード算出法	100万分の210
		10・15モード算出法	1km走行当たり0.98g
車両総重量が2.5トンを超え5トン以下の自動車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	ガソリン6モード算出法	100万分の600
		ガソリン13モード算出法	1kW/h当たり6.8g
	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル6モード算出法	100万分の350
		ディーゼル13モード算出法	1kW/h当たり6.8g
車両総重量が5トンを超える自動車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	ガソリン6モード算出法	100万分の900
		ガソリン13モード算出法	1kW/h当たり7.8g
	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル6モード算出法	100万分の520
		ディーゼル13モード算出法	1kW/h当たり7.8g
備 考			
<p>一 この表において「10・15モード算出法」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1268号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示</p>			

第619号) 別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する10・15モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をグラムで表すことをいう。

二 この表において「ガソリン13モード算出法」とは、保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）別表第1の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の1時間当たりの排出量をグラムで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除することをいう。

三 この表において「ディーゼル13モード算出法」とは、適用関係告示別表第2の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の1時間当たりの排出量をグラムで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除することをいう。

四 この表において「10モード算出法」とは、38km/h以上42km/h以下の範囲内の速度で15分以上運転を行った当該自動車を空車状態とし、これに2人の人員（人員1人の重量は55kgとして計算する。）が乗車し、又は110kgの物品が搭載された状態で、適用関係告示第28条第4項第2表に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の走行距離1km当たりの排出量をグラムで表すことをいう。

五 この表において「ガソリン6モード算出法」とは、適用関係告示第28条第7項第2表に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の容量比で表した測定値に、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算することをいう。

六 この表において「ディーゼル6モード算出法」とは、適用関係告示第28条第8項の表に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の容量比で表した測定値に、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算することをいう。

別表第2（第2条関係）

窒素酸化物特定自動車の種別		期 日	
一 窒素酸化物 特定自動車の うち、令第4条 第1号に掲げる 普通貨物自動 車	イ ロに掲げる 自動車以外の 自動車	昭和59年11月30日以前に初 度登録を受けたもの	平成6年11月30日
		昭和59年12月1日から昭和61 年11月30日までに初度登録 を受けたもの	平成7年11月30日
		昭和61年12月1日から平成5 年11月30日までに初度登録 を受けたもの	初度登録日から起 算して9年間の末 日に当たる日
	ロ 特例自動車	昭和62年3月31日以前に初度 登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和62年4月1日から昭和63 年3月31日までに初度登録を 受けたもの	平成9年3月31日
		昭和63年4月1日から平成8年 3月31日までに初度登録を受 けたもの	初度登録日から起 算して9年間の末 日に当たる日
二 窒素酸化物 特定自動車の うち、令第4条 第2号に掲げる 小型貨物自動 車	イ ロに掲げる 自動車以外の 自動車	昭和60年11月30日以前に初 度登録を受けたもの	平成6年11月30日
		昭和60年12月1日から昭和62 年11月30日までに初度登録 を受けたもの	平成7年11月30日
		昭和62年12月1日から平成5 年11月30日までに初度登録 を受けたもの	初度登録日から起 算して8年間の末 日に当たる日
	ロ 特例自動車	昭和63年3月31日以前に初度 登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和63年4月1日から平成元 年3月31日までに初度登録を 受けたもの	平成9年3月31日
		平成元年4月1日から平成8年 3月31日までに初度登録を受 けたもの	初度登録日から起 算して8年間の末 日に当たる日
三 窒素酸化物	イ ロに掲げる	昭和56年11月30日以前に初	平成6年11月30日

特定自動車のうち、令第4条第3号に掲げる大型バス	自動車以外の自動車	度登録を受けたもの	
		昭和56年12月1日から昭和58年11月30日までに初度登録を受けたもの	平成7年11月30日
	ロ 特例自動車	昭和58年12月1日から平成5年11月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日
		昭和59年3月31日以前に初度登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までに初度登録を受けたもの	平成9年3月31日
		昭和60年4月1日から平成8年3月31日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日
四 窒素酸化物特定自動車のうち、令第4条第4号に掲げるマイクロバス	イ ロに掲げる自動車以外の自動車	昭和58年11月30日以前に初度登録を受けたもの	平成6年11月30日
		昭和58年12月1日から昭和60年11月30日までに初度登録を受けたもの	平成7年11月30日
		昭和60年12月1日から平成5年11月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
	ロ 特例自動車	昭和61年3月31日以前に初度登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までに初度登録を受けたもの	平成9年3月31日
		昭和62年4月1日から平成8年3月31日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
五 窒素酸化物特定自動車のうち、令第4条第6号に掲げる	イ ロに掲げる自動車以外の自動車	昭和58年11月30日以前に初度登録を受けたもの	平成6年11月30日 (平成5年11月30日における自動車検査証の有効期間

特殊自動車であって、次号及び第7号に掲げる自動車以外のもの			の残余期間が1年を超える自動車にあつては、平成7年11月30日)
		昭和58年12月1日から昭和60年11月30日までに初度登録を受けたもの	平成7年11月30日
		昭和60年12月1日から平成5年11月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
	ロ 特例自動車	昭和61年3月31日以前に初度登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までに初度登録を受けたもの	平成9年3月31日 (法第61条第1項の規定により自動車検査証の有効期間が2年とされている自動車にあつては、初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日)
		昭和62年4月1日から平成8年3月31日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
六 窒素酸化物特定自動車のうち、消防警察自動車	イ ロに掲げる自動車以外の自動車	昭和54年11月30日以前に初度登録を受けたもの	平成6年11月30日
		昭和54年12月1日から平成5年11月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して15年間の末日に当たる日
	ロ 特例自動車	昭和56年3月31日以前に初度登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和56年4月1日から平成8年3月31日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して15年間の末日に当たる日

七 窒素酸化物 特定自動車の うち、特定消防 警察自動車	イ ロに掲げる 自動車以外の 自動車	昭和49年11月30日以前に初 度登録を受けたもの	平成6年11月30日
		昭和49年12月1日から平成5 年11月30日までに初度登録 を受けたもの	初度登録日から起 算して20年間の末 日に当たる日
	ロ 特例自動車	昭和51年3月31日以前に初度 登録を受けたもの	平成8年3月31日
		昭和51年4月1日から平成8年 3月31日までに初度登録を受 けたもの	初度登録日から起 算して20年間の末 日に当たる日
備 考			
<p>一 この表において、「令」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。）をいう。</p> <p>二 この表において、「消防警察自動車」とは、消防自動車のうち、火災、震災等の災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、ポンプ装置その他の消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの及び警察自動車のうち、騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のために用いられる自動車であって、爆発物処理装置、非常用通信装置その他の警備のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの（次号に掲げる自動車を除く。）をいう。</p> <p>三 この表において、「特定消防警察自動車」とは、消防自動車のうち、高所火災、油脂火災等の特殊な災害に対する消防活動に用いられる自動車であって、高所活動用のはしご、泡消火薬剤槽その他の特殊な災害に対する消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの及び警察自動車のうち、騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のために用いられる自動車であって、投石、火炎びん（火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）第1条に規定する火炎びんをいう。）の使用その他これらに類する行為又は災害による損傷を防ぐための特殊な鋼板を車体に用いたものをいう。</p>			

別表第3（第4条関係）

窒素酸化物等排出自動車の種別	算出方法	窒素酸化物排出基準
乗用自動車及び車 両総重量が1.7トン 以下の自動車	10・15モード算出法	1km走行当た り0.48g
	10モード算出法	

	軽油を燃料とする自動車	10・15モード算出法	1km走行当たり0.48g
		10モード算出法	
		ディーゼル6モード算出法	100万分の100
車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の自動車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10・15モード算出法	1km走行当たり0.63g
		10モード算出法	
	軽油を燃料とする自動車	10・15モード算出法	1km走行当たり0.63g
		ディーゼル6モード算出法	100万分の130
車両総重量が2.5トンを超える自動車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	ガソリン6モード算出法	100万分の580
		ガソリン13モード算出法	1kW/h当たり5.9g
	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル6モード算出法	100万分の340
		ディーゼル13モード算出法	1kW/h当たり5.9g
備 考 この表において使用する用語は、別表第1において使用する用語の例による。			

別表第4（第4条及び第5条関係）

窒素酸化物等排出自動車の種別		期 日
一 窒素酸化物等排出自動のうち、令第4条第1号に掲げる普通貨物自動車	平成元年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日
	平成元年10月1日から平成5年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成5年10月1日から平成8年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成17年9月30日
	平成8年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
二 窒素酸化物等排出自動車のう	平成2年9月30日以前に初度	平成15年9月30日

ち、令第4条第2号に掲げる小型貨物自動車	登録を受けたもの	
	平成2年10月1日から平成6年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成6年10月1日から平成9年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成17年9月30日
三 窒素酸化物等排出自動車のうち、令第4条第3号に掲げる大型バス	昭和61年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日
	昭和61年10月1日から平成2年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成2年10月1日から平成5年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成17年9月30日
	平成5年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日
四 窒素酸化物等排出自動車のうち、令第4条第4号に掲げるマイクロバス	昭和63年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日
	昭和63年10月1日から平成4年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成4年10月1日から平成7年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成17年9月30日
	平成7年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
五 窒素酸化物等排出自動車のうち、令第4条第5号の乗用自動車（法第61条第1項の規定により自	平成7年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成7年10月1日から平成14	初度登録日から起

自動車検査証の有効期間が2年とされているものに限る。)	年9月30日までに初度登録を受けたもの	算して9年間の末日に当たる日
六 窒素酸化物等排出自動車のうち、令第4条第5号の乗用自動車であって、前号に掲げる自動車以外の自動車	平成元年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日
	平成元年10月1日から平成5年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成5年10月1日から平成8年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成17年9月30日
	平成8年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日
七 窒素酸化物等排出自動車のうち、令第4条第6号に掲げる特種自動車であって、次号及び第9号に掲げる自動車以外の自動車	昭和63年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日 (平成14年9月30日における自動車検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあっては、平成16年9月30日)
	昭和63年10月1日から平成4年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成4年10月1日から平成7年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成17年9月30日
	平成7年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
八 窒素酸化物等排出自動車のうち、消防警察自動車	昭和63年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日 (法第61条第1項の規定により自動車検査証の有効期間が2年とされて

		いる自動車にあつては、平成16年9月30日)
	昭和63年10月1日から平成元年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	平成元年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して15年間の末日に当たる日
九 窒素酸化物等排出自動車のうち、特定消防警察自動車	昭和58年9月30日以前に初度登録を受けたもの	平成15年9月30日 (法第61条第1項の規定により自動車検査証の有効期間が2年とされている自動車にあつては、平成16年9月30日)
	昭和58年10月1日から昭和59年9月30日までに初度登録を受けたもの	平成16年9月30日
	昭和59年10月1日から平成14年9月30日までに初度登録を受けたもの	初度登録日から起算して20年間の末日に当たる日
備 考 この表において使用する用語は、別表第2において使用する用語の例による。		

別表第5 (第5条関係)

窒素酸化物等排出自動車の種別	算 出 方 法	粒子状物質排出基準
乗用自動車又は車両総重量が1.7トン以下の自動車であつて軽油を燃料とする自動車	10・15モード算出法	1km走行当たり0.055g
車両総重量が1.7トンを超え2.5トン以下の自動車であつて軽油を燃料とする自動車	10・15モード算出法	1km走行当たり0.06g
車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以	ディーゼル13モード	1kW/h当たり0.175g

下の自動車であって軽油を燃料とする自動車	算出法	
車両総重量が3.5トンを超える自動車であって軽油を燃料とする自動車	ディーゼル13モード 算出法	1kW/h当たり0.49g
備 考 この表において使用する用語は、別表第1において使用する用語の例による。この場合、「窒素酸化物」とあるのは「粒子状物質」と読み替えるものとする。		